

# 国民スポーツ大会天皇杯・皇后杯授与規程

第1条 国民スポーツ大会開催基準要項第 11 項に基づき、天皇杯は、男女総合成績第 1 位の都道府県、皇后杯は、女子総合成績第 1 位の都道府県に授与する。

2 第 1 位が 2 都道府県以上の場合は、当該都道府県で共有する。

第2条 天皇杯及び皇后杯は、総合閉会式に授与し、次回の総合開会式において返還する。

第3条 天皇杯又は皇后杯を授与された都道府県は、次の各項の義務を有する。

- (1) 信託会社又は確実な金庫に保管する。
- (2) 破損、紛失等の場合は、当該都道府県の責任とする。
- (3) 公益財団法人日本スポーツ協会が優勝都道府県名刻印のため又はその他の必要により一時返還を求めた場合は、これに応じなければならない。

第4条 本規程の改廃は、国民スポーツ大会委員会の決議を経て行う。

附 則 本規程は、昭和 41 年 4 月 1 日制定

昭和 45 年 1 月 22 日一部改定

昭和 48 年 7 月 10 日一部改定

昭和 54 年 5 月 9 日一部改定

平成 17 年 6 月 16 日一部改定

平成 22 年 3 月 17 日一部改定

本規程は、公益財団法人日本体育協会の設立の登記の日(平成 23 年 4 月 1 日)から施行する。

平成 30 年 4 月 1 日一部改定

令和 6 年 1 月 1 日一部改定